

令和 5 年度「中核機関」事業計画

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関として、①広報機能②相談機能③成年後見制度利用促進機能④後見人支援機能等の各機能をさらに充実させ、成年後見制度のさらなる利用促進を図る。

1 広報機能

(1) 講座の開催

令和 5 年度においては、「今から考える、老い支度」をテーマとした講座開催を予定

- ア 任意後見制度で将来に備える
- イ 遺言と死後事務について
- ウ 認知症に伴う法的問題
- エ 高齢者施設の基礎知識

(2) 周知啓発活動

パンフレットの配布、広報紙やホームページ、フェイスブックを利用した周知活動を行う。

2 相談機能

(1) 成年後見制度に関する相談対応

- ア 成年後見制度の利用相談
- イ 福祉サービス利用に関する専門的な相談
- ウ 福祉サービスの利用に際しての苦情相談
- エ 判断能力不十分な人々の権利擁護相談
- オ その他

(2) 司法書士による成年後見制度専門相談会の実施

奇数月の第 2 火曜日に開催予定（年 6 回）

(3) 弁護士による福祉法律相談会の実施

偶数月の第 2 火曜日に開催予定（年 6 回）

3 成年後見制度利用促進機能

(1) 受任調整（マッチング）支援

ア 受任調整会議の開催

第 1 回 令和 5 年 5 月 2 9 日（月）

第 2 回 令和 5 年 7 月 2 4 日（月）

第 3 回 令和 5 年 9 月 2 5 日（月）

第 4 回 令和 5 年 1 1 月 2 7 日（月）

第 5 回 令和 6 年 1 月 2 2 日（月）

第 6 回 令和 6 年 3 月 2 5 日（月）

緊急ケース等の対応がある場合は、臨時で開催する。

イ 親族後見人候補者の支援

(2) 地域連携ネットワークの構築

- ア 権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階からの相談・対応体制を整備
地域包括支援センターや障がい者相談支援センター、医療機関や行政機関等と連携し、速やかに必要な支援に結び付けられるよう体制を整備する。また体制整備のため、地域の関係機関や専門職等と情報交換等を行う。
- イ 本人を支援者や後見人等とともに支える「チーム」による対応
本人の状況に応じ、親族や福祉・医療・地域の関係者がチームとして関わる体制づくりを構築し、必要に応じて支援者会議を開催する。

(3) 法人後見業務実施に向けた調査・検討

法人後見業務実施に向け、地域のニーズを調査するとともに、法人後見を実施している3箇所（府中市【7月27日】、清瀬市【7月6日】、福生市【下半期を予定】）の社会福祉協議会等に聞き取り調査を行い、必要な体制整備について市と情報共有し、今後の方向性等について検討する。

(4) 地域福祉権利擁護事業等関連制度との連携

- ア 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へのスムーズな移行
- イ 地域福祉権利擁護事業の対象拡大
判断能力を有する要支援・要介護高齢者及び身体障がい者等を対象に福祉サービス利用援助事業及び日常的金銭管理サービス、書類預かりサービスを実施する。

4 後見人等支援機能

(1) 後見人等のサポート

専門職後見人等や被後見人、親族、関係者等の相談に対応するとともに、必要に応じて同行訪問、支援者会議の参加等を行う。

(2) 親族後見人のサポート

親族後見人の相談に対応するとともに、親族後見人連絡会の実施や、選任後のアンケートを実施し、親族後見人のニーズの把握に努める。

5 あきる野市成年後見制度利用促進協議会の事務局機能

第1回 令和5年7月3日（月）

内 容 令和4年度事業報告について、令和5年度事業計画について

第2回 令和6年2月～3月予定

内 容 あきる野市における成年後見制度の利用に関する課題について

6 オンラインを活用した体制整備

中核機関の相談支援体制の充実を図るため、ウェブ会議ツール等を利用したオンライン活用及びオンライン体制整備を推進する。

具体的には、成年後見制度の相談を受ける際や、相談会、支援会議等、相談者の状況や希望により、オンラインで対応する。